工　事　仕　様　書

Ⅰ　総　則

本工事の仕様・指示にあたり、その優先順位は次のとおりとする。

１）特記仕様書（下記Ⅱのとおり）

２）共通仕様書

「琴浦町上水道工事仕様書」及び「鳥取県土木工事共通仕様書」に準ずる。

３）設計図書

４）設計管理（鳥取県土木工事施工管理基準）

上記図書に明記されていない事項で、工事施工上必要な事項については、その都度、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

Ⅱ　特記仕様書

１）工事概要

１	工 事 名	金屋加圧ポンプ場加圧ポンプ取替工事	
２	工事場所	東伯郡琴浦町大字金屋	
３	工事内容	加圧ポンプの取替　一式	
４	使用材料	加圧給水ポンプ	50A×200V　3.7KW×2 台　インバータ制御 交互並列運転型　凍結防止ヒーター付
		FRP 製蓋	６分割カバータイプ　取っ手・鍵式鎖付
		スルース弁	50A-10K　　65A-10K
		ライニング鋼管	SGP-VB
		管継手材	一式
		配管支持金具	一式
		附属材料	一式

２）工事完成期限　令和４年３月 28 日

３）用地及び付帯工

工事に必要な材料置場、仮設道、水路等一切の敷地及びこれに伴う費用、付帯する工事等はすべて請負者によって処理しなければならない。

ただし、施工上必要不可欠なものを除く。

4）安全対策及び公害対策

工事期間中の無事故、無公害を達成することを目標とすること。

工事期間中は、各家庭等の出入りについては極力支障のないよう努力して施工すること。

工事に起因する建物、工作物の破損及び損傷を確認するため、事前調査を必ず行うこと。事前調査については、施工計画書に明示し、必ず現場着手前に工事区間内の調査を完了すること。

なお、調査にあたっては所有者の立会を求め、お互い着手前の状態について了承のうえ工事を進めること。

工事に起因する建物、工作物等の破損及び損傷は請負者の責任において復旧及び補修を行うこと。

5）施工に関する特別仕様書

1　形状、寸法等が設計図と異なる場合は、他に支障を生じない限り監督員と協議のうえ、処理する。

2　工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査等並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。

3　工事写真の撮影について

①施工前⇒施工後⇒完成の順に同一場所にて撮る（撮影方向を統一する）

②撮影の位置を示す説明図を添付すること。

③その他必要なもの。

6）提出書類について

現場代理人・主任技術者選任通知、工程表、施工計画書、使用材料承認願、工事日報、工事写真、その他工事に必要なもの。

契約金額が 500 万円以上の工事については、契約後 10 日以内にその工事内容を工事実績情報システム（CORINS：コリンズ）に登録し、工事カルテを提出すること。

7）新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書の一部改正及び現場説明書の取扱い（令和 3 年 4 月 15 日付鳥取県通知）に準ずること。